

第1節 地域の特性に応じた良好な住環境を実現する

1 土地利用

目標

- 「整備、開発又は保全の方針」に準じて、都市的土地利用を促進する地域と自然的土地利用地域を明確にして土地利用を進めます。
- 生活環境と調和のとれた多様な機能を備えた都市を目指して、町全域の土地利用の適正化と有効利用を推進していきます。

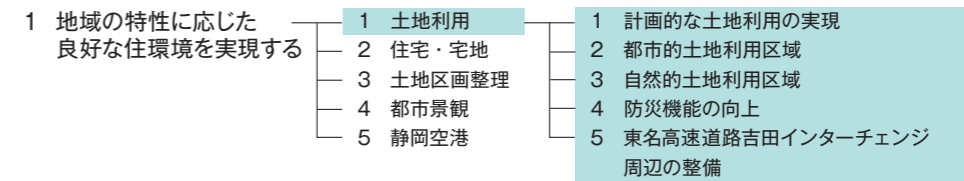
現状

- 都市化が進む中で、国土の安全性確保や環境保全などへの要請が高まっています
- 昭和44年、東名高速道路吉田インターチェンジの開設を契機に、その立地条件の良さから急激に都市化、工業化が進み、土地の需要が著しく増大しました。
- 地球規模での環境重視の時代を迎え、本町においては、水や緑などの自然環境を保全しつつ、できる限り経済活動を損なうことなく、住民が快適に暮らすことのできるまちづくりが求められています。
- 本町では、昭和49年に農業振興地域の指定（農業振興地域の整備に関する法律）、昭和59年に用途地域の指定（都市計画法）を行って用途区分に応じた土地利用を進めています。
- 本町では、平成4年に国土利用計画（吉田町計画）を策定しました。
- 本町では、「吉田町土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づき、1,000㎡以上の土地利用計画について審議し、町全体の土地乱開発防止と適正利用を図っています。

課題

- 自然環境との共生を図り、秩序ある持続可能なまちづくりに向けて、総合的・計画的な土地利用を進めることが必要です。
- 住宅地、商業地、工業地などの住み分けを適正に行い、快適な生活基盤づくりを推進することが必要です。
- 都市計画マスタープランの策定の際は、他の計画との調整が必要です。
- 工場等の不適格建築物の適地への誘導手段として、優遇制度の活用を考慮した見直しを図ることが必要です。
- 地域を活性化するには、新たな手法による取り組みをし、その上で市街地整備を行うことが必要です。
- 国や県の国土利用計画に基づいて、総合的かつ計画的な町土地利用を図るため、国土利用計画（吉田町計画）の見直しが必要です。

施策体系



施策の方向

1 計画的な土地利用の実現

- 国や県の国土利用計画に基づいて、総合的かつ計画的な町土地利用を図るため、国土利用計画（吉田町計画）の見直しを図ります。
- 地域の実態に即して、都市計画の推進を図り、用途区分に応じた土地の適正利用を推進するとともに、必要に応じ、用途地域の見直しを検討します。
- 静岡空港との関連に配慮しながら、都市計画マスタープランを策定し、計画的な土地利用を推進します。

【関連「1 空港周辺の環境整備」(P161)】

2 都市的土地利用区域

- 住宅地は、安全・安心な生活を確保するため、地震・防災対策に配慮し、土地区画整理事業や住宅環境及び公共施設の整備を推進します。また、工場等の不適格建築物の適地への誘導等により、良好な住環境の実現に努めます。

【関連「1 都市形態の整備」(P157)】

3 自然的土地利用区域

- 「吉田たんぼ」等の優良農用地の保全に努めるとともに、農業基盤の整備を進め、地域の特性に応じた産地形成を促進します。
- 能満寺山公園周辺を歴史の拠点とし、県営吉田公園を緑化の拠点として整備を推進します。
- 吉田漁港周辺を自然に親しめる海浜として整備を推進します。
- 能満寺山公園から湯日川親水公園、県営吉田公園を結ぶ湯日川や大幡川の土手の景観形成に努めます。

【関連「5 農地の利用促進」(P177)、「1 観光施設の整備」(P193)】

4 防災機能の向上

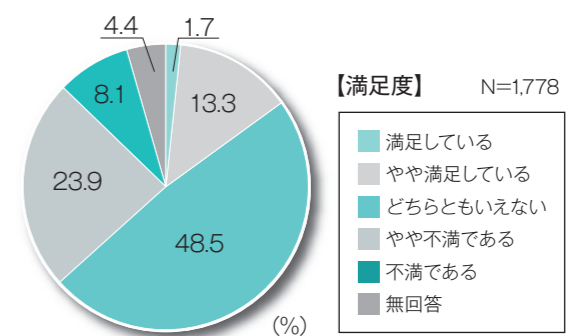
- 建物の不燃化を促進することにより、都市防災の促進を図り、安全な市街地などの形成を推進します。

5 東名高速道路吉田インターチェンジ周辺の整備

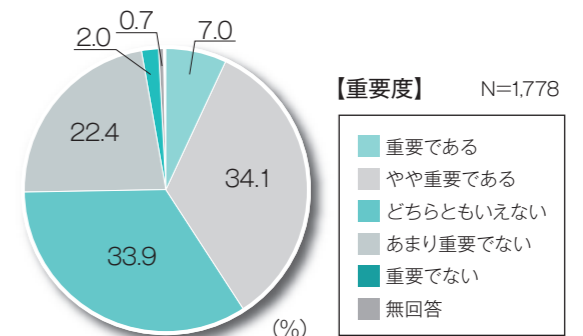
- 東名高速道路吉田インターチェンジ周辺の整備を検討します。

主要事業名
国土利用計画（吉田町計画）策定事業
土地利用及び開発行為関連事業
都市計画マスタープラン策定事業

■土地の利用状況の評価【まちづくりのアンケートから】



■土地の利用状況の評価【まちづくりのアンケートから】



■土地利用の推移

各年1月1日現在

区分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	面積 ha	割合 %	面積 ha	割合 %	面積 ha	割合 %	面積 ha	割合 %
田	393	18.9	379	18.2	361	17.3	334	16.0
畑	165	7.9	158	7.6	152	7.3	154	7.4
宅地	515	24.7	588	28.2	635	30.5	668	32.0
山林	17	0.8	17	0.8	17	0.8	17	0.8
原野	10	0.5	6	0.3	1	0.1	1	0.1
池	185	8.9	154	7.4	121	5.8	98	4.7
その他	799	38.3	782	37.5	797	38.2	812	39.0
計	2,084	100.0	2,084	100.0	2,084	100.0	2,084	100.0

【資料】：税務課「固定資産に関する概要調書」

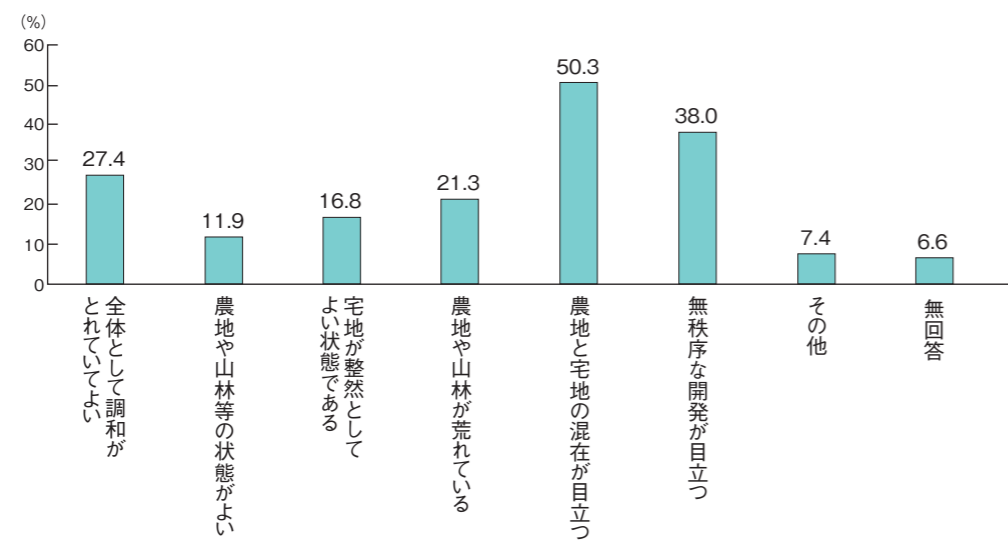
■用途地域

当初計画決定・昭和59年10月1日、県告第824号 / 最終計画決定・平成5年10月1日、町告第83号

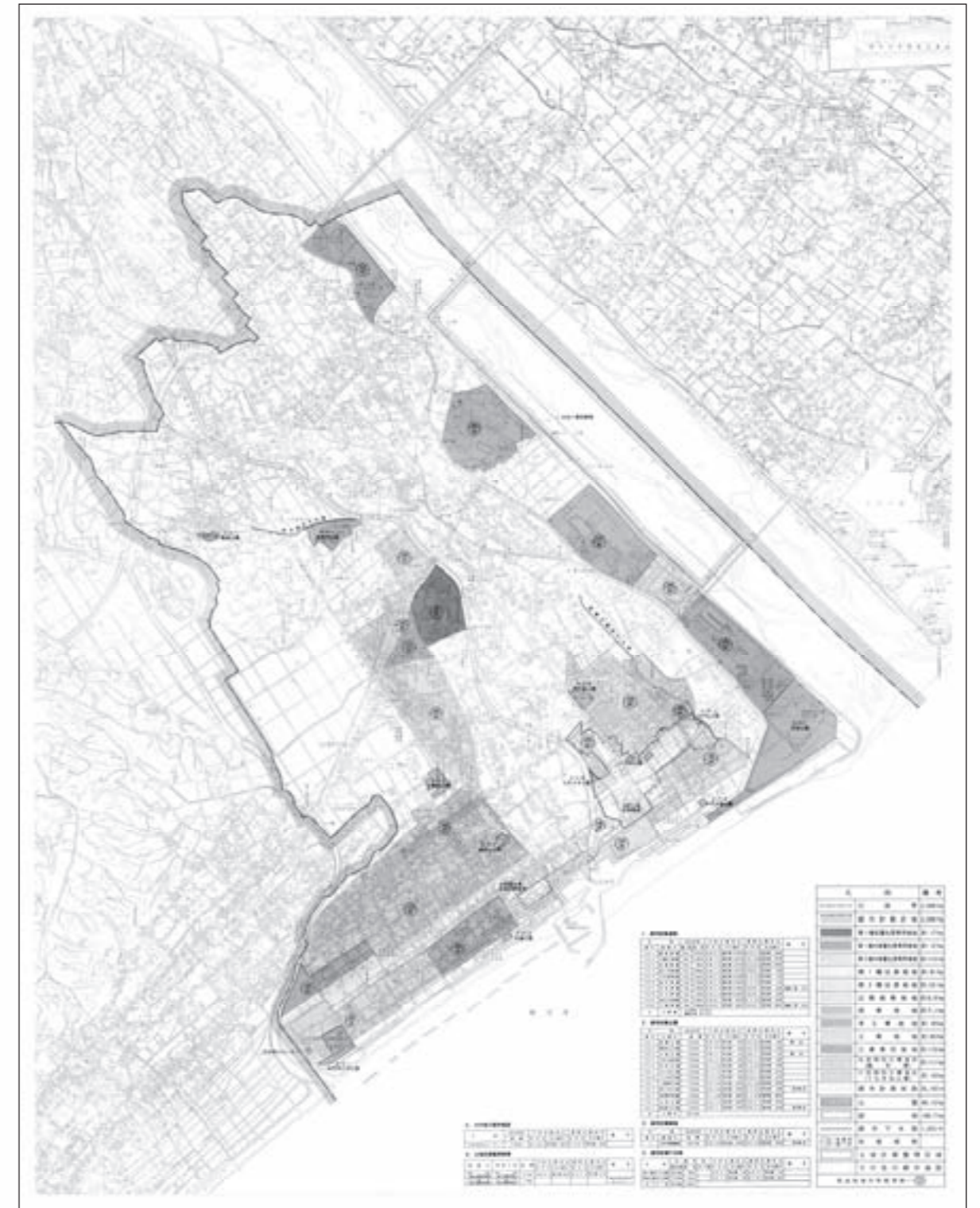
種類	面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	備考
第1種低層住居専用地域	約17ha	8/10以下	5/10以下	3.0%
第1種中高層住居専用地域	約12ha	10/10以下	5/10以下	2.1
第2種中高層住居専用地域	約115ha	10/10以下、20/10以下	5/10以下、6/10以下	20.1
第1種住居地域	約81ha	20/10以下	6/10以下	14.3
第2種住居地域	約131ha	20/10以下	6/10以下	23.2
近隣商業地域	約6.9ha	20/10以下	8/10以下	1.2
商業地域	約7.1ha	40/10以下	8/10以下	1.3
準工業地域	約18ha	20/10以下	6/10以下	3.2
工業地域	約65ha	20/10以下	6/10以下	11.4
工業専用地域	約115ha	20/10以下	6/10以下	20.2
合計	約568ha			100.0

【資料】：都市建設課

■吉田町の土地利用について（複数回答）【まちづくりのアンケートから】



■榛南広域都市計画図(吉田町)



## 2 住宅・宅地

### 目標

- 土地の有効利用を図り、安全で快適な住環境の整備を促進するとともに、公共・民間が協力して優良宅地を供給し、居住水準の向上を図ります。

### 現状

- 「衣・食・住」と言われるように、住宅は私たちが生活していく上で最も基本的かつ重要な要素です。
- 町内では、アパートやマンションの建設が相次いでいます。
- 本町では、毎週日曜日に建築士会が建築相談を行っています。
- 市街地周辺では、スプロール（不規則または虫食い状態）的な宅地化が進行するとともに、消防車・ごみ収集車などの進入の困難な場所に新築される家屋も少なくありません。この結果、オープンスペースの不足、土地利用の混在、木造住宅の密集などにより騒音問題、日照障害等が発生するとともに、防災面からも問題を残しています。

### 課題

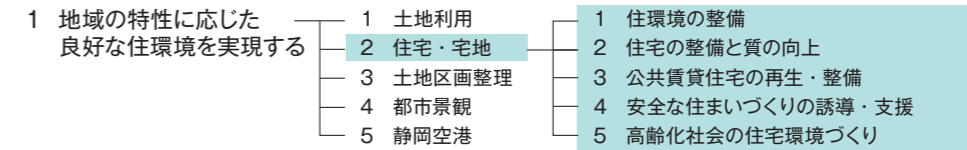
- 安全で秩序ある宅地開発を誘導していくことが必要です。
- 白地地域の容積率・建ぺい率の決定を行ったことで、無法地帯化は防げましたが、現実として不適格建築物が残っているため、今後も適地に誘導していくことが必要です。
- 無指定地域における規制と誘導について検討することが必要です。
- 老朽化した公営住宅の建替え時期が到来しますが、厳しい財政状況を勘案し、借上げ方式による民間住宅の活用、PFIの導入などを取り入れた住宅マスタープランを策定していくことが必要です。
- 高齢化社会に対応した住宅環境づくりが必要です。
- 良好な住環境を実現するため、市街地内の住宅環境の整備が必要です。

■建築確認申請状況（件）

種別	年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
住 宅		208	220	190	209	197
商 店		18	16	10	6	8
工 場		29	17	14	19	18
倉 庫・車 庫		21	8	17	15	23
そ の 他		9	5	9	9	4
計		285	266	240	258	250

【資料】：健康づくり課

### 施策体系



### 施策の方向

#### 1 住環境の整備

- 土地利用計画や用途地域の設定などにより、建築や土地利用等の適切な指導と誘導を行い、住環境の向上を図るほか、自然環境との調和に配慮した、民間による積極的な優良宅地の供給を適正な指導により促します。
- 安全で良好な住環境をつくるため、生垣づくりなどの緑化運動を推進します。
- 土地利用計画と併せ、土地利用指導要綱、開発許可制度等に基づき、きめ細かい宅地開発の指導を行います。
- 快適な住環境づくりのため、市街地周辺及び街路を含めた土地区画整理事業を進めるとともに、公社や民間等による安全で秩序ある宅地開発を誘導します。

【関連「1 都市形態の整備」(P157)】

#### 2 住宅の整備と質の向上

- 住宅マスタープランを策定し、町営住宅の建替え事業の計画的な推進を図ります。
- 既成市街地における借上町営住宅の供給を検討します。
- 住宅建設に伴う法律上の知識や融資制度を提供します。

#### 3 公共賃貸住宅の再生・整備

- 町営住宅の入居者資格の適正化、収入超過者対策の徹底に努めます。
- 公的住宅の誘致、公共賃貸住宅の供給に努めます。

#### 4 安全な住まいづくりの誘導・支援

- 住宅の取得、建替えの促進のため、既存の融資制度の周知を図り、利用拡大を図るとともに、制度の拡充を推進します。
- 倒壊の危険性の高い木造住宅の耐震補強を促進することにより、大規模地震による住宅の倒壊を未然に防止し、住民の生命の安全確保に努めます。

#### 5 高齢化社会の住宅環境づくり

- 高齢者の受入可能住宅の登録制度の創設、高齢者対応住宅の充実を推進します。
- 高齢者のいる家庭に対し、福祉、保健、医療及び建築関係など、住宅に関する総合的な相談体制の整備とPRに努めます。

【関連「1 高齢者保健福祉計画の推進」(P71)】

### 主要事業名

公営住宅建設事業

住宅マスタープラン策定事業

■町営住宅の現況 平成17年4月1日現在

団地名	所在地	建築年度	構造	戸数	一戸当たり床面積(m <sup>2</sup> )
片岡団地	吉田町片岡 2251 番地	S30	木・瓦・平	2	28.92
西の坪団地	吉田町住吉 3278 番地	S34	〃	3	34.71
松原団地	吉田町川尻 3138 番地の 3	S45	簡・耐・二	30	42.71
〃	吉田町川尻 3138 番地の 5	S48~S51	〃	25	46.17~55.47
松下団地	吉田町住吉 37 番地	S53・S54	R・C・三	24	66.41
住吉団地	吉田町住吉 5436 番地	S55	〃	12	66.41
さくら団地	吉田町川尻 210 番地	S63・H1	R・C・三~四	50	70.34
合計				146	

【資料】：都市建設課

### 3 土地区画整理

#### 目標

- 土地区画整理事業を通じて、良好な生活環境の確保や美しい町並みの形成を目指します。
- 住民参画による安全・快適で、機能的な魅力あるまちづくりを推進します。

#### 現状

- 都市施設の整備改善により、安全で快適な生活環境づくり及び宅地の利用増進を図る総合的整備事業の一つの手法が土地区画整理事業です。
- 近年の急速な都市化により、土地利用の混在化やスプロール化（都市化が不規則にまたは虫食い状態で拡大していくこと）が進み、快適な住宅環境や魅力的な都市機能を確保することが難しくなっています。
- 既成市街地では、建物間隔や道路が狭く消防・防災面からも改善が必要な場所があります。
- 本町では、住吉富士見地区と川尻浜田地区で土地区画整理事業を推進しています。
- 区画整理事業は長期にわたるため、借入金償還や換地処分などの問題も顕在化しています。

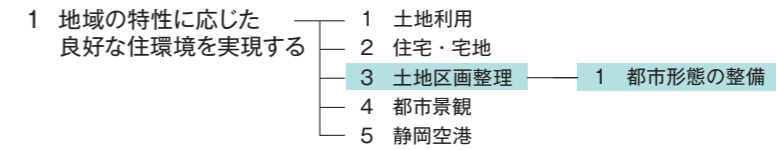


富士見地区土地区画

#### 課題

- 都市の再生を図り、都市機能の充実した安全で安心な生活環境を確保するために、土地区画整理事業を進めることが必要です。
- 道路や公園等の公共施設の改善、特に道路交通網の早期整備を図るとともに、計画的な市街地の形成を実現し、安全で快適なうらおいのあるまちづくりを推進することが必要です。
- 用途地域の設定をもとに用途不適格建築物を適地へ誘導するとともに、指導體制の強化に努めることが必要です。
- 土地区画整理事業への住民の理解と協力を得るため、広報活動の一層の強化と情報提供に努めることが必要です。

#### 施策体系



#### 施策の方向

##### 1 都市形態の整備

- (1) 土地のスプロール化を防止し、良好な宅地の供給と高度で秩序のある土地利用のための施策として、土地区画整理事業を推進します。
- (2) 道路や公園等の公共施設の改善、特に道路交通網の早期整備を図るとともに、計画的な市街地の形成を実現し、安全で快適なうらおいのあるまちづくりを推進します。
- (3) 用途地域の設定をもとに用途不適格建築物を適地へ誘導するとともに、指導體制の強化に努めます。
- (4) 土地区画整理事業への住民の理解と協力を得るため、広報活動の一層の強化と情報提供に努めます。

【関連「2 都市的土地利用区域」(P151)、「1 住環境の整備」(P155)、「1 工業立地の適正化」(P185)】

#### 主要事業名

吉田町浜田土地区画整理事業
吉田町浜田土地区画整理雨水渠整備事業
吉田町住吉富士見土地区画整理事業



小藤路公園



西の宮公園

## 4 都市景観

### 目標

- 都市景観に対する住民意識の高揚を図り、町ぐるみで創意工夫をこらし、機能的で緑豊かな美しい特色のある都市景観整備を推進します。

### 現状

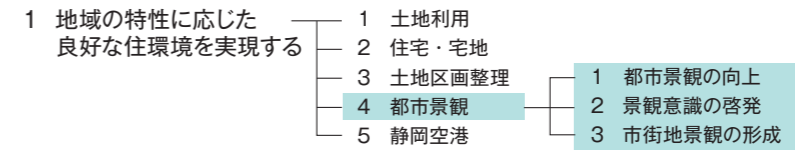
- 住民の生活の場であり、町を訪れる人々の第一印象を決める都市景観は、機能的かつ自然との調和に配慮して、町全体で整えていかなければなりません。
- 平成17年6月に「景観緑三法」が全面施行されました。
- 東名高速道路吉田インターチェンジ・小山城・中小河川・公共施設などが、本町の景観構成要素として挙げられます。
- 本町では、県管理道路の環境美化を目的として、主要路線沿いにフラワーポットを設置する「花街道事業」を実施しています。
- 民間開発の中で、宅地造成については緑地の管理が問題となっています。

### 課題

- 日常生活の中で、景観の重要性を実感する環境をつくり、景観づくりに対する住民の意識を向上させることが必要です。
- 「景観緑三法」の法整備がなされたため、景観に対する政策上の位置づけを明らかにした上で、推進することが必要です。
- 屋外広告物の掲出指導などにより、良好な市街地景観を整備することが必要です。
- 家庭緑化の普及が、町の景観を構成するという景観づくりの視点から、緑化思想の高揚を図ることが必要です。
- 街路植樹樹の未設置箇所が県道のうち、国道150号北側は、「花街道事業」の未実施区間となっており、実施していくことが必要です。
- 静岡県の空の玄関口として、空から見た景観づくりについて検討することが必要です。



### 施策体系



### 施策の方向

#### 1 都市景観の向上

- 建物の形態や色彩などの調和、植樹や生垣の設置などによる緑化など、本町の景観に対する方針を検討し、美しい町並みづくりを推進します。
- 家庭緑化を普及し、住民自ら地域の景観づくりに参加する意識の高揚に努めます。

#### 2 景観意識の啓発

- 都市の美観に対する住民意識の高揚を促すとともに、主要公共施設については地域の環境にマッチしたシンボルとなるような整備を図るなど、個性を尊重しつつ、全体の調和を配慮したまちづくりに努めます。

#### 3 市街地景観の形成

- 地域住民や事業者などの景観に対する意識の向上を図るとともに、関係機関と連携して屋外広告物の掲出指導を行うことにより、市街地にふさわしい都市景観を創出します。
- 歩道・ベンチ・くずかご等について、美観対策に努めるとともに地域の景観に配慮したガードレール等の整備を検討します。

#### 主要事業名

花街道事業



5 静岡空港

目 標

- 空港と空港周辺地域との調和がとれた環境整備に努めます。
- 静岡空港という社会資本と地域資源を生かした産業の育成や町のPRを推進します。

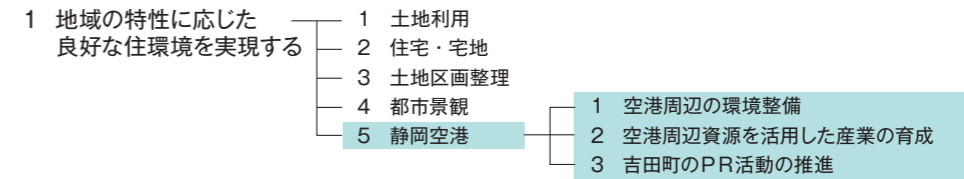
現 状

- 静岡県は、昭和62年12月、空港建設予定地を「榛原・島田」に決定し、平成8年7月、運輸大臣から静岡空港に係る飛行場の設置が許可されました。平成21年3月の開港を目指し、空港本体部やアクセス道路などの整備が進められています。
- 静岡空港周辺部では、地域住民の生活生業対策や自然環境の保全対策が進められています。
- 静岡空港の整備は、快適に人やモノが行き交い、個性豊かな地域が結び合う陸・海・空が一体となった総合交通の確立を基本目標とする県の交通施策の指針である「しずおか総合交通体系戦略プラン」において、重要な位置づけがされています。
- 静岡県では、静岡空港へのアクセスの充実に図るため、東海道新幹線「静岡空港駅」の設置を目指しています。
- 本町では、静岡空港の開港により、交流人口の増加や企業立地による雇用の拡大など、地域発展への期待が高まる一方、航路直下となる町として、騒音などの生活環境への影響が懸念されています。

課 題

- 静岡空港へのアクセス道路と同様に周辺生活道路の整備を図り、交通の利便性の向上に努める必要があります。
- IT等の先端産業、高度な産業支援サービス産業など、新しい産業の創出や農水産物の空輸による販路開拓の調査・研究が必要です。
- 静岡空港をひとつの情報発信の場と捉え、国内外に本町の文化・産業・観光をPRすることが必要です。
- 住民の生活環境や自然環境への影響を軽減するための適切な対策が必要です。
- 静岡空港の開港に伴い、町の特性を生かした「空港を活用したまちづくり」が必要です。

施策体系



施 策 の 方 向

1 空港周辺の環境整備

- (1) 静岡空港へのアクセス道路と同様に周辺生活道路の整備を図り、交通の利便性の向上に努めます。
  - (2) 静岡空港開港による騒音問題などの環境保全対策について検討します。
  - (3) 静岡県の空の玄関口となる本町として、上空からの景観整備に努めるとともに、町のランドマークを形成する能満寺山周辺を観光拠点として整備します。
- 【関連「1 計画的な土地利用の実現」(P151)、「2 街路の改良整備推進」(P163)、「1 生活交通の利便性確保・充実」(P167)】

2 空港周辺資源を活用した産業の育成

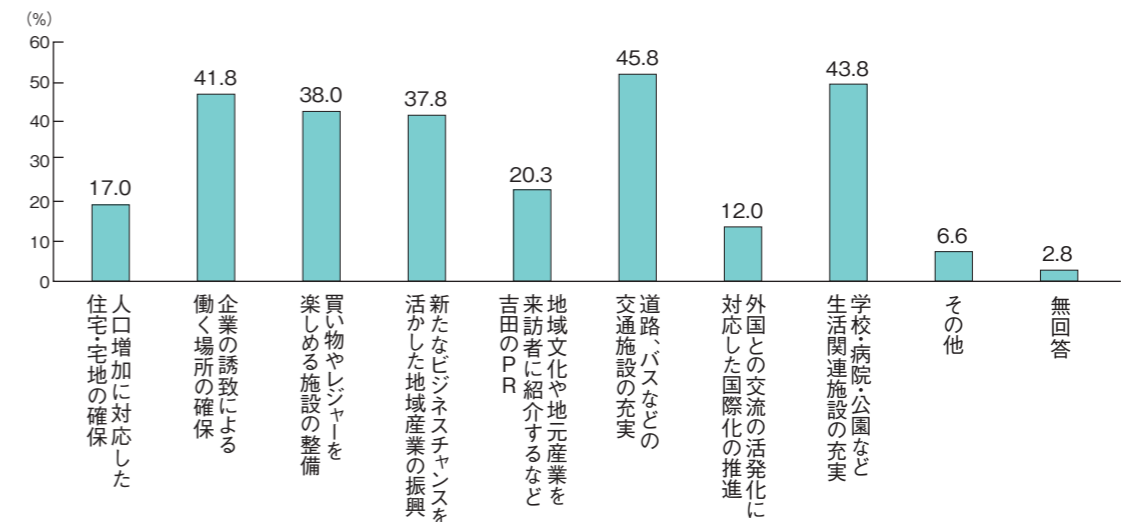
- (1) 静岡空港という新たな社会資本の活用を目的とした物流産業・先端技術産業・研究開発機関などの進出を積極的に推進します。
  - (2) 地域の自然・社会・経済・文化条件を充分配慮して、周辺整備計画と関連させながら適正な土地利用への誘導を図ります。
- 【関連「4 新産業の創出」(P186)、「3 空港を活用した産業の育成」(P195)】

3 吉田町のPR活動の推進

- (1) 静岡空港ターミナル内へ、吉田町のPRブースの参画を目指すとともに、町の産業・観光・文化などの情報発信に努めます。

主要事業名
空港活用推進事業

■静岡空港開港後のまちづくりにおいて重点的に取り組むことは（複数回答）【まちづくりのアンケートから】



第2節 安全で利便性の高い交通環境をつくる

1 道路・橋梁

目標

- ・活力ある地域づくりのために、幹線道路網の機能の向上を目指し、整備を促進します。
- ・地域住民の理解と協力のもと、安全で円滑に移動・外出のできる道路環境整備に努めます。
- ・歩行者の安全確保や地域の生活環境との調和を図りながら、人にやさしい、地域にやさしい道づくりを推進していきます。

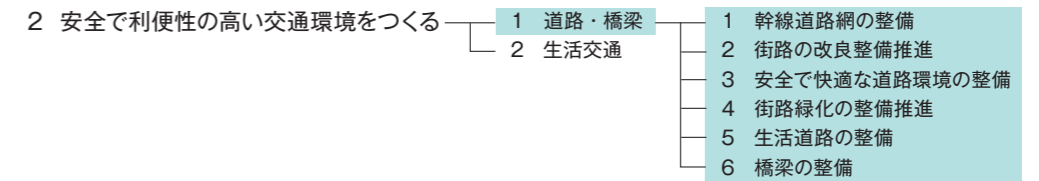
現状

- ・生活圏が拡大し、地域間の連携が進む中で、安全で利便性の高い交通環境が求められています。
- ・本町の道路整備は、東西方向の東名高速道路、国道150号、都市計画道路榛南幹線、南北方向の都市計画道路東名川尻幹線や大幡川幹線などを中心に、碁盤状に計画され、事業が進められています。
- ・中小河川が多数流れる本町では、橋梁整備も重要であり、強度の高い安全に通行できる橋梁が求められています。
- ・都市計画決定されている都市計画道路は、道路局・都市局の事業を利用し、事業を推進しています。
- ・交通量の増加と自動車の大型化に伴い、道路整備と併せ橋梁架け替えの必要な路線があります。

課題

- ・都市計画道路は、未着手道路が残り少なくなっているため、新たな道路網の計画が必要です。
- ・都市計画道路と幹線道路との交差点付近においては、未整備箇所が多いため、事業費の確保や地権者の同意等が必要です。
- ・誰もが安心して道路を利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した安全施設などの設置を推進することが必要です。
- ・植樹ますやフラワーポット、ポケットパークの設置を進め、憩いとゆとりのある、人にやさしい道づくりに努めることが必要です。
- ・生活道路のほとんどは、道路計画の計画線が未定であるため、測量調査が必要です。
- ・橋梁は、将来の河川改修計画と合わせたものを考える必要があり、河川改修計画が未定のものについては測量等と平行して行うことが必要です。

施策体系



施策の方向

1 幹線道路網の整備

- (1) 地域再生計画「新しい交通ネットワーク整備を中心とした吉田町活性化計画」の道整備交付金や、地方道路整備臨時交付金事業などの補助事業を活用し、町道、広域農道を整備し、町全体の交通ネットワークを構築することにより、アクセス改善による住民の快適な生活環境の確保と農産物の流通改善を図り、ヒト・モノの流れを活発化させることを通じて町全体の活性化を目指します。
- (2) 避難路や延焼遮断機能を持つ幹線道路の整備を推進します。
- (3) 危険箇所の解消と交通渋滞の緩和・円滑化を図るため、交差点改良を推進します。

2 街路の改良整備推進

- (1) 都市計画道路整備プログラムを作成し、効率的、効果的な事業推進を図ります。
- (2) 町の基幹道路としての榛南幹線及び東名吉田インターチェンジに直結する東名川尻幹線、また産業道路としての性格を持つ大幡川幹線、広域農道の早期整備を推進します。
- (3) 静岡空港の開港に合わせ、アクセス道路となる北部幹線の整備を推進するとともに、大井川新橋の整備を関係機関に要望します。
- (4) 郡土地開発公社等を利用し、道路整備を推進します。

【関連「1 空港周辺の環境整備」(P161)】

3 安全で快適な道路環境の整備

- (1) 交通弱者といわれる子ども・高齢者・障害者だけでなく、誰もが安心して道路を利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮した安全施設などの設置を推進します。
- (2) ガードレール、カーブミラー、ロードフラッシャー、路面のカラー舗装、歩道などの整備と維持管理を推進します。
- (3) 歩行者の安全を確保するため、通学路やスクールゾーンを重点的に、歩道の設置や整備を推進します。
- (4) 歩道の整備を進めて、歩行空間のネットワーク化や人と車が共存できるコミュニティ道路の整備を検討します。

【関連「1 交通安全施設の整備」、「3 交通状況の改善」(P83)】

4 街路緑化の整備推進

- (1) 植樹ますやフラワーポット、ポケットパークの設置を進め、憩いとゆとりのある、人にやさしい道づくりに努めます。
- (2) それぞれの景観特性に応じた街路緑化を行い、個性とゆるみのある景観づくりを図った道路整備を推進します。

5 生活道路の整備

- (1) 生活道路の整備については、上水道、公共下水道事業等のその他の事業との整合性を図りながら推進します。
  - (2) 生活道路における問題箇所の把握に努め、その早期解消を目指し、整備事業を推進します。
- 【関連「5 他事業との調整」(P101)、「1 公共下水道の整備」(P103)】

施策の方向

6 橋梁の整備

- (1) 交通安全上の機能を検討するとともに、道路計画・河川改修計画に合わせた橋梁の整備を推進します。
- (2) 橋は、機能・安全性を重視し、景観や水辺の空間と調和したデザインを考慮した整備に努めます。

主要事業名
町道改良舗装事業
道路改良事業
幹線整備事業
通学路整備事業
歩道改良事業
橋梁整備事業

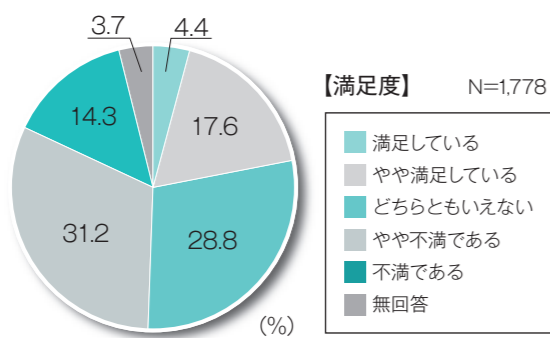


太平洋橋

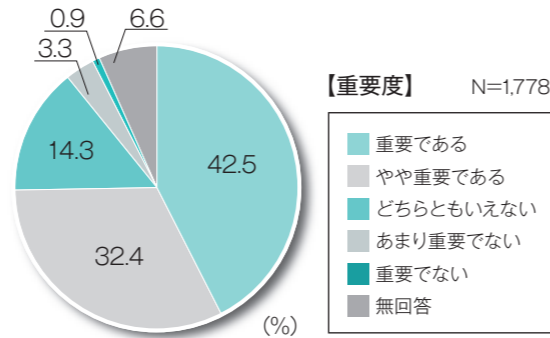


国道150号

道路の整備状況の評価 【まちづくりのアンケートから】



道路の整備状況の評価 【まちづくりのアンケートから】



国道・県道の現況

平成 17 年 4 月 1 日現在

路線名	実延長	改良延長	改良率	舗装延長	舗装率
国道 150 号	5,094m	5,094m	100.0%	5,094m	100.0%
焼津榛原線	5,079m	5,079m	100.0%	5,079m	100.0%
島田吉田線	2,398m	2,398m	100.0%	2,398m	100.0%
吉田港線	906m	906m	100.0%	906m	100.0%
住吉金谷線	3,380m	3,380m	100.0%	3,380m	100.0%
吉田大東線	2,710m	2,710m	100.0%	2,710m	100.0%
計	19,567m	19,567m	100.0%	19,567m	100.0%

【資料】：都市建設課

町道の現況

平成 17 年 4 月 1 日現在

種別	路線数	実延長	改良済	改良率	歩道等設置延長	舗装済	舗装率
1 級	19	27,882m	26,671m	95.7%	10,306m	27,691m	99.3%
2 級	18	27,705m	25,145m	90.8%	2,138m	27,511m	99.3%
その他	731	170,112m	105,154m	61.8%	12,365m	155,260m	91.3%
計	768	225,699m	156,970m	69.5%	24,809m	210,462m	93.2%

【資料】：都市建設課



都市計画道路の現況

平成 17 年 4 月 1 日現在

番号	名称	幅員	延長	当初計画決定		最終計画決定		備考	供用部分	
				年月日	告示番号	年月日	告示番号		延長	供用率
3・3・1	榛南幹線	25m	8,710m (5,570m)	S42.11.13	建告第 3784 号	H16. 3.23	県告第 352 号	吉田町=5,570m 榛原町=3,140m	1,590m	18.25% (28.55%)
3・4・2	大幡川幹線	16m	5,330m	S40. 7.15	建告第 1871 号	S61. 9.30	県告第 877 号		2,570m	48.22%
3・5・3	北部幹線	27m	230m	S40. 7.15	建告第 1871 号	H13.12.14	町告第 1046 号		0m	0.00%
3・5・4	富士見幹線	12m	2,900m	S40. 7.15	建告第 1871 号	S59.10. 1	町告第 45 号		620m	21.38%
3・5・5	吉田港幹線	12m	3,930m	S42.11.13	建告第 3784 号	H4. 3.31	町告第 31 号		3,930m	100.00%
3・5・6	海岸幹線	12m	2,750m	S42.11.13	建告第 3784 号	H4. 3.31	町告第 31 号		2,750m	100.00%
3・5・7	中央幹線	12m	4,490m	S42.11.13	建告第 3784 号	S63.10. 1	町告第 66 号	幅員一部 16m	1,480m	32.96%
3・5・8	住吉幹線	12m	1,790m (1,450m)	S42.11.13	建告第 3784 号	S63.10. 1	町告第 66 号	吉田町=1,450m 榛原町= 340m	1,410m	78.77% (97.24%)
3・3・14	東名川尻幹線	22m	5,280m	S59.10. 1	県告第 823 号	H4. 3.31	県告第 330 号		1,270m	24.05%
3・5・15	片岡幹線	12m	2,900m	S59.10. 1	県告第 823 号	S59.10. 1	県告第 823 号	幅員一部 16m	0m	0.00%
計	10 路線		38,310m (34,830m)						5,620m	40.77% (44.85%)

【資料】：都市建設課



2 生活交通

目 標

- バスの運行回数やバス路線の検討、バス停付近の整備などを行うことにより、公共交通の利便性の向上を図ります。
- バスの不採算路線の維持や代替交通体系について、住民や関係機関との検討を進めます。

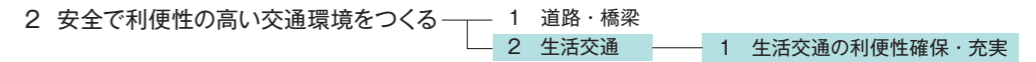
現 状

- 乗合バスは、自家用自動車を使用できない児童・生徒、高齢者等には必要不可欠な生活の足であり、地域住民の最も身近な公共交通機関として大きな役割を果たしていますが、自家用自動車の増加、少子高齢化による通勤・通学の利用者の減少等、バスの輸送人員が減少しています。
- 高齢化の進展により、高齢者の移動手段の確保対策が求められています。
- 本町では、車社会と上手に付き合いながら環境問題に取り組むために、平成8年度からサイクル・アンド・バスライドシステムを導入しています。
- 本町では、自家用車とバスが生活交通手段の主なものとなっていますが、高等学校への交通手段としてスクールバスが導入されたことなどにより、バス利用者が減少しています。
- 他市町では、バス路線確保のために自主運行バスを走らせているところが増えています。
- 住民の生活交通を確保するため、関係市町と連携をとりながら、バス事業者に対して、バス路線の見直しなどを要望しています。

課 題

- サイクル・アンド・バスライドシステムの仕組みを充実するとともに、パーク・アンド・バスライドシステムについても検討することが必要です。
- 地域に必要な生活交通の確保にあたっては、国のバス運行対策費補助金制度によるほか、県や市町の補助制度により支援していくことが必要です。
- 静岡空港へのアクセス手段として、住民が利用しやすいバスの循環ルートの導入をバス事業者に対して働きかけていくことが必要です。
- 住民が安心して移動できる環境をつくるため、低床バスの導入の促進や、道路のバリアフリー化を通じて、高齢者や障害者等の安全な移動手段を確保することが必要です。
- 住民の利便性に配慮した生活交通の拡充を図るため、関係市町と連携を図るとともに、バス利用者や住民の意見を聞きながら生活交通確保対策を進めていくことが必要です。
- 交通の利便性だけでなく、自然環境にも配慮した交通システムの検討が必要です。

施策体系



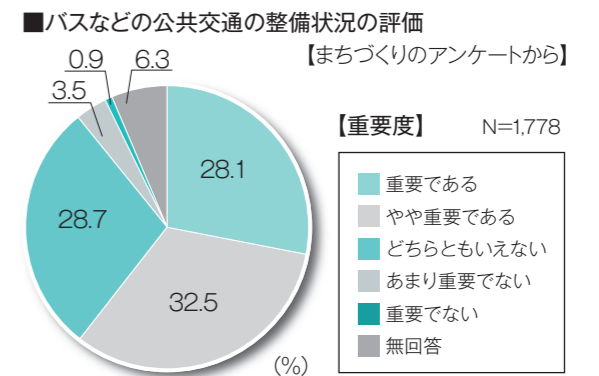
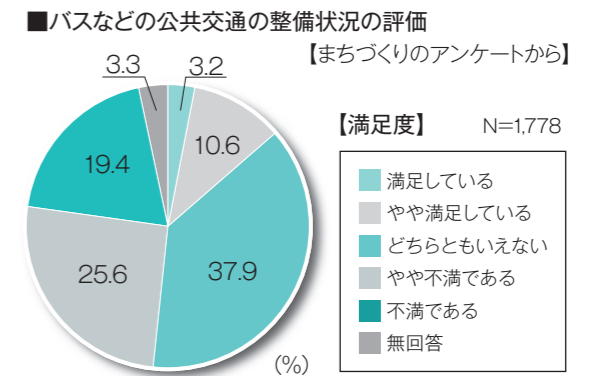
施 策 の 方 向

1 生活交通の利便性確保・充実

- (1) 住民に対してバスなどの公共交通機関の利用を促し、交通渋滞の緩和を促進します。
- (2) 交通網の未整備地区の交通手段のあり方や生活交通の確保について検討するため、利用者である住民や企業の方々などの意見を聞く体制づくりを検討します。
- (3) 公共交通の利便性の向上を図るため、バス路線の維持をバス事業者へ要望します。
- (4) 関係市町と連携をとりながら、バス路線の見直しを図るとともに、必要に応じてバス事業者への補助などを検討します。
- (5) 利用者のための駐輪場施設の整備を推進するなど、環境にやさしいサイクル・アンド・バスライドシステム（自転車やバイクで駐輪施設のあるバスターミナルやバスセンターまで移動し、そこから他都市部などの目的地まではバスを利用するシステム）を充実するとともに、公共交通機関の利用を促進して環境への負荷を低減するため、パーク・アンド・バスライドシステム（自動車で駐車施設のあるバスターミナルやバスセンターまで移動し、そこから他都市部などの目的地まではバスを利用するシステム）の導入について検討します。
- (6) 静岡空港へのアクセス手段として、住民が利用しやすいバスの循環ルートの導入をバス事業者に対して働きかけます。

【関連「1 空港周辺の環境整備」(P161)】

主要事業名
生活交通確保対策事業



第3節 自然豊かな憩いの場を創出する

1 河川

目 標

- 河川の改修を推進して、災害に強い地域基盤の確保に努めます。
- 河川敷とその周辺を、「水と緑に親しめる潤いのある空間」として整備します。

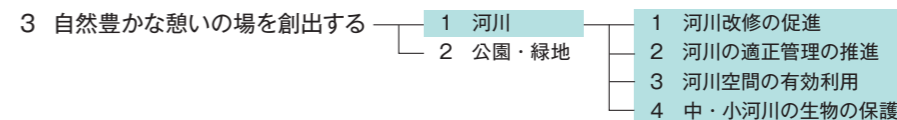
現 状

- 河川は、地表に降った雨が地下水となり、その水が湧き出て海へ向けて流れるものです。
- 本町は、1級河川である大井川、町の中央部を流れる湯日川と牧之原市境の坂口谷川の両2級河川及び同水系の13の準用河川、並びに大幡川をはじめとする多くの普通河川を有しています。
- 1級河川は国、2級河川は県、準用河川・普通河川は市町村が管理することになっています。
- 近年の異常気象によって、大雨が降る状況が増加し、河川の環境は大変厳しくなっています。
- 台風の上陸回数の増加や大型化等による大雨によって河川から海に流れ出す流木が、住吉・川尻海岸、港に漂着しています。現在、国土交通省及び静岡県へ、流木の処理についての要望を行っています。
- 都市景観の形成やオープンスペースとして、また、近年水辺の持つ快適性としての河川の役割が注目されています。
- 湯日川と大幡川に親水公園を設置しています。

課 題

- 住民の生命・財産を守り、災害に強い河川整備を促進するため、今後も要望活動を行うことが必要です。
- 環境の変化により現在の断面では排水能力がない河川について、調査をすることが必要です。
- 河川整備に際しては、地元住民の意見を取り入れ、環境に配慮した憩いの場所を整備することが必要です。
- 水生生物に対する環境保全を進めることが必要です。
- 住民が愛着を持てる河川環境整備のため地域住民による美化活動の活性化が必要です。

施策体系



施 策 の 方 向

1 河川改修の促進

- (1) 市街地の進展によって生じる雨水の流出増大に伴う浸水などを防止するため、河川や排水路の整備を推進します。
- (2) 1級河川、2級河川の整備・改修を関係機関に要望し、災害に強いまちづくりに努めます。
- (3) 準用河川・普通河川の改修を推進し、農業用水利の確保とともに、地域生活用水等としての機能増進に努めます。
- (4) 河川整備に際しては、治水機能を向上させるとともに、自然環境を保全しつつ、うるおいのある水辺空間などに配慮した整備を促進します。

【関連「3 治水対策の推進」(P81)】

2 河川の適正管理の推進

- (1) 河川清掃を中心とした清掃活動により、河川美化を図るとともに、環境美化の啓発活動を積極的に行い、河川、海岸への不法投棄等が行われないよう努めます。
- (2) 監視体制を強化し、河川の水質汚染の防止に努めます。

3 河川空間の有効利用

- (1) 河川改修に併せて、親水施設と住民の憩いの場を提供し、河川愛護思想の普及と生活環境の整備を推進します。
- (2) 町の中央を流れ、重要な役割を果たしている湯日川を住民の憩いの場として保全し、活用します。

4 中・小河川の生物の保護

- (1) 町内の中・小河川に生息する動植物などの再生に努めつつ、うるおいのある水辺環境の創出を図ります。

主 要 事 業 名

河川改修事業
排水路改修事業



## 2 公園・緑地

### 目 標

- 都市公園施設の適正配置と計画的整備を推進します。
- 緑地空間を積極的に確保します。

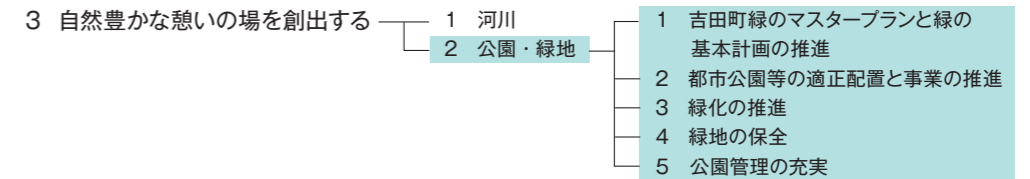
### 現 状

- 公園は、住民へ憩いとうるおいの場を提供するだけでなく、環境保全や防災などにも活用されます。
- 環境問題への関心や心にゆとりを求める意識の高まりなど、自然への関心が高くなっています。
- 本町では、平成4年に定めた緑のオアシス条例に基づき、住民の緑化思想の高揚を図っています。
- 本町の県営吉田公園において、平成13年4月21日から37日間、緑化意識の高揚と知識の普及を目的とした「2001年しずおか緑・花・祭」が開催されました。
- 本町では、平成6年3月に策定した「緑のマスタープラン」と平成14年3月に策定した「緑の基本計画」に基づき、計画的な公園・緑地整備を進めています。
- 民間開発で設置された緑地等の管理が問題となっています。
- 都市化、農地の宅地開発などの進行により、自然環境が失われてきており、身近な緑地が減少してきています。
- 海岸地域の松林は、保安林に指定されており飛砂や潮害防備林として役立っています。
- 松林の松くい虫による被害を防ぐために防除事業を行っています。

### 課 題

- 環境保全や防災活動の拠点としての公園整備に努めるとともに、東海地震などの震災に配慮した公園など、複合的に利用できる公園の設置が必要です。
- 行政とNPOなど民間団体と協働し、緑化指導者の育成、緑化事業推進と併せ、住民主体の緑化思想の高揚を図ることが必要です。
- 県に対して県営吉田公園の整備を要望していくことが必要です。
- 静岡河川事務所が低水護岸を設置した後の大井川河口部の利用方法の検討が必要です。
- 公園の整備計画を策定する際は、地域住民が積極的に整備計画の立案や整備後の維持管理・運営を行えるよう検討が必要です。
- 生け垣づくり事業は、広報紙で事業PRを行っていますが、事業需要を勘案しながら継続することが必要です。
- 海岸地域の保安林は、砂飛や潮害防備林として、定期的な維持管理を実施していくことが必要です。
- 松林の松くい虫による被害を防ぐため、適期適正な防除を計画的に行っていくことが必要です。

### 施策体系



### 施 策 の 方 向

#### 1 吉田町緑のマスタープランと緑の基本計画の推進

- (1) 吉田町緑のマスタープランと緑の基本計画に沿って、計画的に公園・緑地の整備を推進します。
- (2) 住民の健康増進、体力増強、スポーツを通じた心のふれあいを図るなど、余暇時間の有効利用を進めるため、住民から愛される憩いの場として公園の維持・管理に努めます。
- (3) 子どもの遊び場や高齢者の憩いの場となるような小公園を身近に配置・整備し、基幹公園とのネットワークの形成を図れるよう努めます。
- (4) 海岸部の公園や観光施設等を相互に結ぶグリーンネットワーク(緑道)の整備を推進します。

#### 2 都市公園等の適正配置と事業の推進

- (1) 各地区の地域性を生かした利便性の高い、快適な都市公園整備を推進します。
- (2) 都市公園の有効な適正配置の見直しと積極的な整備を推進します。
- (3) 住民の憩いの場として、親水公園や県営吉田公園など、地域の特徴を生かした多様性に富んだ公園を利活用します。
- (4) 災害時の避難場所の確保などの防災面や環境保全・地域交通の整備を促進できるような近隣公園の整備を図ります。
- (5) 地震、火災時の避難地として、緑道・河川空間等を利用した避難路の確保や避難路沿いの街路緑化を推進します。
- (6) 大井川清流緑地の面積拡張・整備を推進します。



県営吉田公園



親水公園

施策の方向

3 緑化の推進

- 「緑のオアシス条例」に基づき、住民の緑化思想意識の高揚を図り、適切な指導と啓発活動に努めます。
- 安全で良好な住環境をつくるため、生け垣づくり事業の推進など緑化運動を推進します。
- 進出企業に対するインダストリアルパーク（工場公園）づくりの指導強化など、環境保全に努めます。
- 静岡空港整備に伴う上流域の面的開発や近年の水害を踏まえた河川改修計画等との調整を図り、沿川に遊水池の機能を備えた緑地等を計画することを検討します。
- 既成市街地の商業地域については、道路の使い方の工夫や簡易的なコミュニティ道路として位置づけることと併せて、道路空間と民地を一体的に修景緑化することを推進します。
- 緑のマスタープランと緑の基本計画を推進するために、住民、事業者、各種団体と連携して緑化に取り組みます。

- 関係課と連携して保安林、防潮林の保護育成を図り、緑地や自然地の保全に努めます。
- 自治会や地域住民の協力を得て、公園の清掃、ごみの収集活動や植栽、花壇づくりなどを推進します。
- 展望台小山城を含めた能満寺山の斜面緑地の景観を町のシンボルとして保全に努めます。

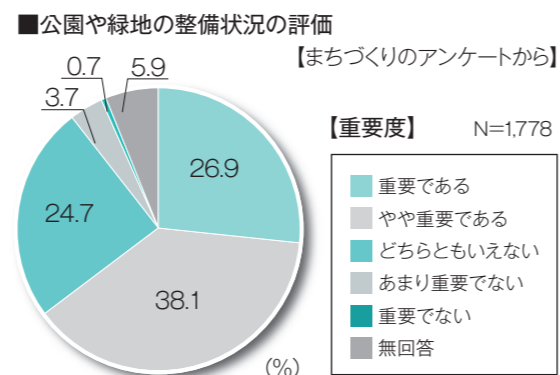
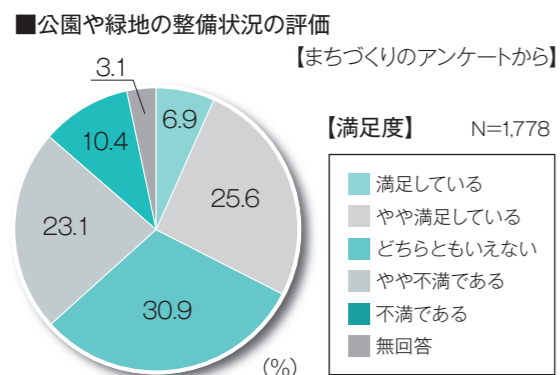
5 公園管理の充実

- 住民参加による公園管理について検討します。
- 地域の需要を十分に反映した公園の運営管理ができるよう、指定管理者制度の導入も検討しながら、管理体制の強化に努めます。

主要事業名
都市公園愛護会活動事業
小藤路公園整備事業
湯日川緑道整備事業（湯日川能満寺）
北区公園（仮称）整備事業
住吉西の坪公園整備事業
緑化推進事業
花の会活動支援事業
みどりのまちづくり事業

4 緑地の保全

- 樹木の保護を積極的に進めるとともに、都市緑化を補完する農業緑地の保全に努めます。

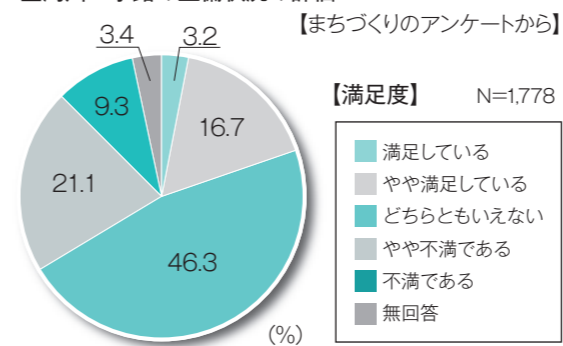


■2級河川・準用河川及び主要普通河川の現況

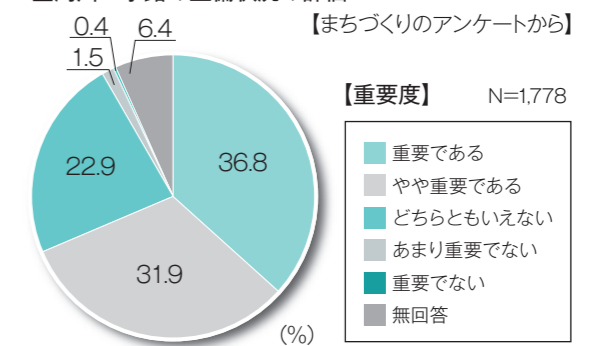
水系名	河川名	区間		指定年月日	河川延長	流域面積
		起点	終点			
湯日川	湯日川	島田市湯日字吹木 4274 地先の第 17 号落差工上流端	海に至る	S 3. 7.21	15,860m	34.00km <sup>2</sup>
坂口谷川	坂口谷川	牧之原市坂口字大沢 1762 番の 37 地先の東海道新幹線橋	海に至る	S. 4. 9. 1	10,570m	21.62km <sup>2</sup>
湯日川	大幡川	吉田町大幡 21 番地の 7 地先	住吉 3138 番の 4 地先	—	7,680m	3.60km <sup>2</sup>
湯日川	西の宮川	吉田町川尻 758 番の 1 地先	2 級河川湯日川への合流点	S49.12.25	900m	0.40km <sup>2</sup>
湯日川	清水川	吉田町神戸 2321 番の 2 地先	2 級河川湯日川への合流点	S49.12.25	1,500m	0.50km <sup>2</sup>
湯日川	出水川	吉田町神戸北原地内(島田市境)	2 級河川湯日川への合流点	S49.12.25	400m	0.40km <sup>2</sup>
湯日川	稲荷川	吉田町住吉 313 番の 1 地先	2 級河川湯日川への合流点	S49.12.25	2,050m	1.00km <sup>2</sup>
湯日川	支川成因寺川	吉田町川尻 1350 番の 1 地先	2 級河川湯日川への合流点	S49.12.25	1,300m	0.15km <sup>2</sup>
湯日川	三軒屋川	吉田町片岡 882 番の 1 地先	稲荷川への合流点	S49.12.25	1,400m	0.30km <sup>2</sup>
湯日川	宮東川	吉田町大幡 930 番地先	大幡川への合流点	S49.12.25	1,500m	0.40km <sup>2</sup>
湯日川	大窪川	吉田町大幡 1062 番の 1 地先	大幡川への合流点	S49.12.25	3,380m	3.17km <sup>2</sup>
湯日川	第 2 大窪川	吉田町神戸 1624 番の 1 地先	大窪川への合流点	S49.12.25	1,000m	
湯日川	第 3 大窪川	吉田町神戸 2161 番の 3 地先	第 2 大窪川への合流点	S49.12.25	350m	
湯日川	安田川	吉田町片岡 450 番の 1 地先	片岡 2232 番の 2 地先	S49.12.25	1,000m	0.25km <sup>2</sup>
湯日川	宮裏川	吉田町住吉 1723 番の 2 地先の稲荷川の分派点	住吉 2208 番の 1 地先	S49.12.25	300m	0.30km <sup>2</sup>

【資料】：都市建設課

■河川・水路の整備状況の評価



■河川・水路の整備状況の評価



■都市公園

平成 17 年 4 月 1 日現在

番号	名称	公園名	面積	最終計画決定		供用済面積
				年月日	告示番号	
2・2・1	青柳公園	0.55ha	S 47.8. 17	町告第 35 号	*0.72ha	
2・2・2	稲荷山公園	0.53ha	S 47.8. 17	町告第 35 号	—	
2・2・3	大道公園	0.26ha	S50.3. 1	町告第 14 号	0.26ha	
2・2・4	川尻大道公園	0.28ha	S55.4. 5	町告第 20 号	0.28ha	
2・2・6	浜田公園	0.26ha	H 4.3.31	町告第 30 号	—	
2・2・7	日の出公園	0.22ha	H 14.11. 8	町告第 121 号	—	
2・2・8	しらさぎ公園	0.23ha	H 14.11. 8	町告第 121 号	—	
3・3・1	小藤路公園	2.40ha	S 61.9.30	県告第 879 号	0.74ha	
3・3・2	西の宮公園	1.50ha	H 4.3.31	町告第 30 号	1.50ha	
4・4・1	住吉西の坪公園	4.50ha	H 3.9.28	県告第 824 号	—	
5・5・1	吉田公園	31.50ha	S56.4. 3	県告第 376 号	8.58ha	
8・4・1	能満寺山公園	5.90ha	S56.4. 3	県告第 376 号	2.00ha	
計	12 力所	48.13ha				

\*供用済面積のうち 0.17ha は、都市計画区域外

【資料】：都市建設課

■都市計画緑地

平成 17 年 4 月 1 日現在

番号	名称	公園名	面積	最終計画決定		供用済面積
				年月日	告示番号	
1	大井川清流緑地	148.7ha	S 61.9.30	県告第 878 号	14.17ha	

【資料】：都市建設課